

令和8年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練会場設営ほか業務

(その2)

仕様書

令和8年9月

堺 市

1 業務名

令和 8 年度近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練会場設営ほか業務（その 2）

2 業務目的

本業務は、令和 8 年 11 月 8 日（日）に実施する令和 8 年度近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練会場において、訓練施設その他必要となる各資機材の搬入、搬出、設営及び撤去等を行うことを目的とする。

3 履行場所

堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点（堺市堺区匠町 3 番 2 地先）ほか
なお、会場配置案等については別紙のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 9 日（月）までとする。

「6 業務内容」の搬入、設営は令和 8 年 10 月 31 日（土）から令和 8 年 11 月 6 日（金）とする。ただし、個別に別の定めがある場合はこの限りでない。

訓練当日は、設置された施設や資機材等に不具合が生じた場合の補修等の対応を行うこと。

会場設営に使用された資機材等の撤去については、令和 8 年 11 月 8 日（日）訓練終了後から令和 8 年 11 月 9 日（月）日没までに実施するものとする。

5 業務概要

(1) 準備（担当者との打合せ）

(2) 資機材の搬入、搬出、設営、撤去

(3) 敷板の敷設・撤去

(4) 駐車場区画のライン引き

(5) 安全監視員の配置

6 業務内容

(1) 準備（担当者との打合せ）

受注者の訓練当日の会場責任者は、契約締結後速やかに発注者と打合せを行うものとする。

また、訓練当日の進行状況、訓練施設設置場所の確認等の打合せを実施するため、訓練のリハーサル日である令和 8 年 10 月 23 日（金）に「3 履行場所」に集合すること（時間については、追って連絡する。）。

なお、受注者は、契約締結後 1 週間以内に業務実施計画書を提出すること。

(2) 資機材一覧

※資機材等の準備、撤去についても受注者の費用負担とする。

訓練用資機材名	数量	備考
倒壊家屋	2 棟	別添仕様書①②参照 ※設営は、10 月 31 日（予定）から開始し、11 月 2 日までに完了すること。
車いす避難訓練施設	1 箇所	別添仕様書③参照 ※設営は、テントの設営に合わせて行うこと。
テント	25 張	正面 3600mm×奥行 2700mm×高さ 2800mm（軒下 2.0m） 強風等により飛散しないよう、飛散防止措置を講ずること。
長机	50 台	横幅 1800mm×奥行 450mm×高さ 700mm 各テントに 2 台ずつ設置
パイプ椅子	100 脚	横幅 460mm×奥行 460mm×高さ 420mm （肘無、スチール脚、座面ビニール）各テントに 4 脚ずつ設置
姿見	1 台	自立、全身用 ※移動式キャスター付 近畿圏総合防災センター2 階当直室へ設置すること。
靴べら	1 式	自立 近畿圏総合防災センター2 階当直室へ設置すること。
業務用消火器・消火器設置台	1 式	10 型 ABC 粉末消火器 1 本及び設置台 1 台（メーカー不問） ※給油所用 設置場所は別途指示する。
祝電用掲示板	2 枚	縦 1800mm×横 900mm 自立式ホワイトボードパーテーション （受付前に立て、堺市用祝電掲示板と明示すること。また転倒防止措置を講ずること）
ブラカード	50 個	縦 200mm×横 900mm、手持ち部分 800mm ※材質は木製 白地に黒文字とすること。 訓練参加関係機関のブラカードに使用（参加団体名を表示すること。参加団体名簿データは 10 月 16 日までに提供する）
救助用レンジャーロープ（白）	1 巻	ナイロン製、直径 12mm 硬度～M（ミドル）打 200m/巻 緑色～白色 東京製綱繊維ロープ（株）「ナイロンレンジャーロープ」（同等品不可） （新品とする。訓練終了後は本市が引き取る）
救助用レンジャーロープ（赤）	1 巻	ナイロン製、直径 12mm 硬度～M（ミドル）打 200m/巻 緑色～赤色 東京製綱繊維ロープ（株）「ナイロンレンジャーロープ」（同等品不可） （新品とする。訓練終了後は本市が引き取る）
ポータースモーク液	2 ℓ	（使用機種）ダイニチ工業 ポータースモーク PS-2005 専用液
発煙筒（赤）	5 本	発煙時間は 1 分 30 秒とする。煙色～赤 参考商品：昭和化工 気密試験用発煙筒【赤色】中型（発煙時間 90 秒） ※自動車用発煙筒ではないため、注意すること。
布担架	10 台	幅 540mm×長さ 2000mm以上 ※足付 設置場所は別途指示する。

(3) 敷板の敷設・撤去

軽量敷板（サイズ 1.2m×2.4m、重量：約 30 kg）約 500 枚を敷設し、訓練終了後に元の保管場所へ格納する。

＊ 軽量敷板は、履行場所の倉庫に保管しているものを使用。別途受注者が用意することは不要。

移設手段はフォークリフト、敷設は手作業とし、フォークリフトは受注者が準備すること。

(4) 駐車場区画のライン引き

訓練参加車両の駐車場において、約 50 台分の車両駐車区画をラインマーカで表示する。

炭酸マグネシウムを含む必要な資材等は、発注者が準備する。

(5) 安全監視員の配置

令和 8 年 10 月 31 日（土）から令和 8 年 11 月 7 日（土）の 9 時から 17 時までの間、最低 2 ポストの安全監視員を配置し、搬入・設営された資機材の安全管理のための監視等を行う。なお、夜間等についてはロープ等により立ち入り禁止措置を講ずること。

7 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。なお、業務完了届は 11 月 9 日（月）までに提出するものとする。

8 中止について

(1) 訓練当日に、災害や天候不良が発生した場合は、中止とすることがある。

(2) 中止の場合は当日、発注者より連絡する。

(3) 中止となった場合は、決定した時点での金額により変更契約を締結する。そのため、受注者は中止決定後直ちに、その時点までの金額を見積もり、その明細を発注者に提出するとともに、積算内容について説明すること。

9 その他

(1) 受注者は、誠意と責任をもって業務を行うこと。

(2) 訓練本番日の会場内での作業においては、受注者であることがわかるように、ユニフォームを着用又は腕章を付け、作業を行うこと。

(3) 作業中は、従事者のみならず、第三者にも事故がないように安全管理に十分注意すること。

特に危険が伴う業務を実施する場合は、ヘルメット、安全靴の着用等安全管理上必要な措置を講じること。

(4) 受注者側の責めに帰すべき事由により、発注者及び第三者に被害を与えた場合の損害賠償責任は、原則として受注者が負うこと。

(5) 本業務着手後に生じた本仕様書に関する疑義については、発注者の指示に従うこと。また、本仕様書に明記されていない事項でも本業務を完遂するため当然に欠くことができないと考えられるものは、本市の指示に従い完全に履行すること。なお、この際に発生する費用は本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(6) 設置・撤去等については、事前に詳細な打ち合わせを発注者とする。

(7) 訓練施設等の搬入、搬出、設営及び撤去の作業時間は、原則 9 時 00 分から 17 時 00 分とする。

(8) この訓練の実施に伴う各種行政機関への届け出等については発注者が実施するので、この業務には含まれない。

暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3 誓約書の提出について

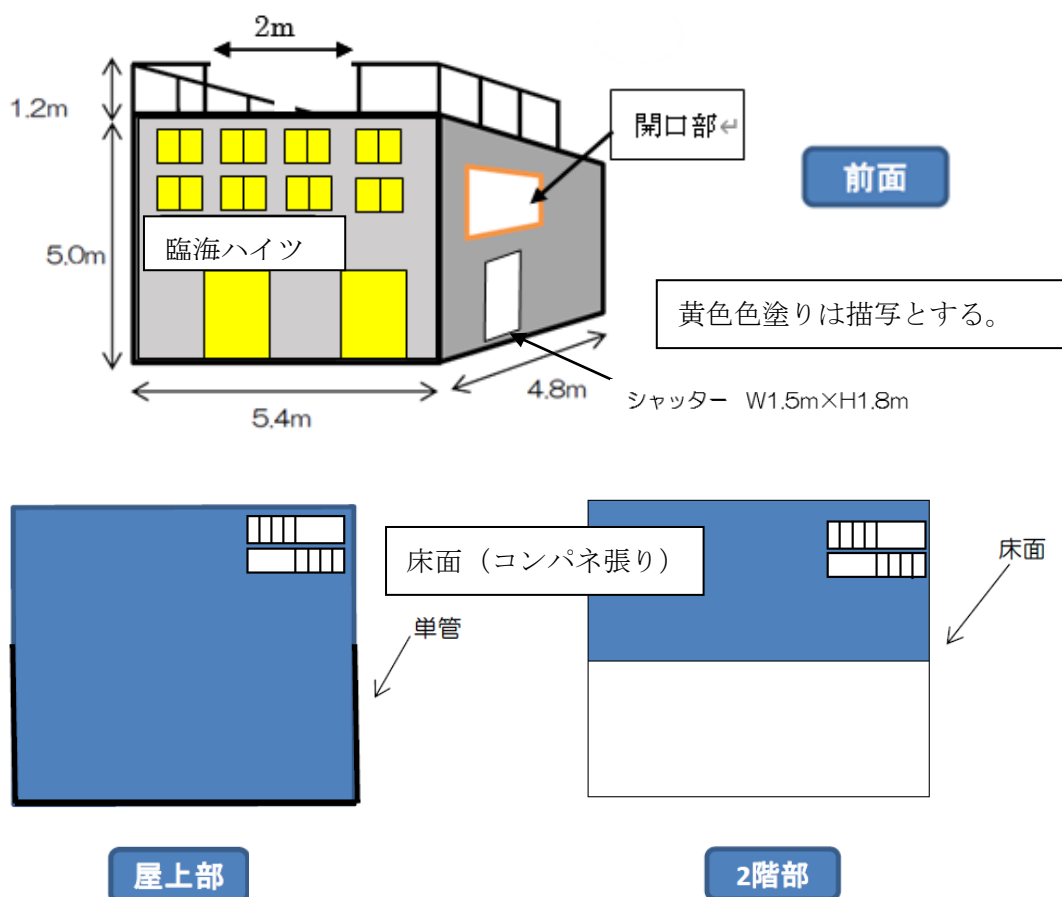
- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

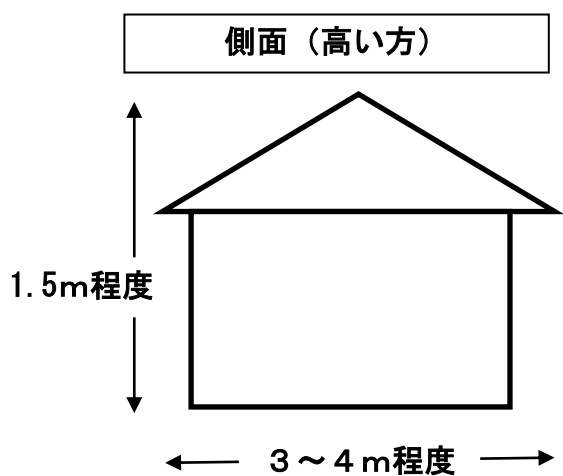
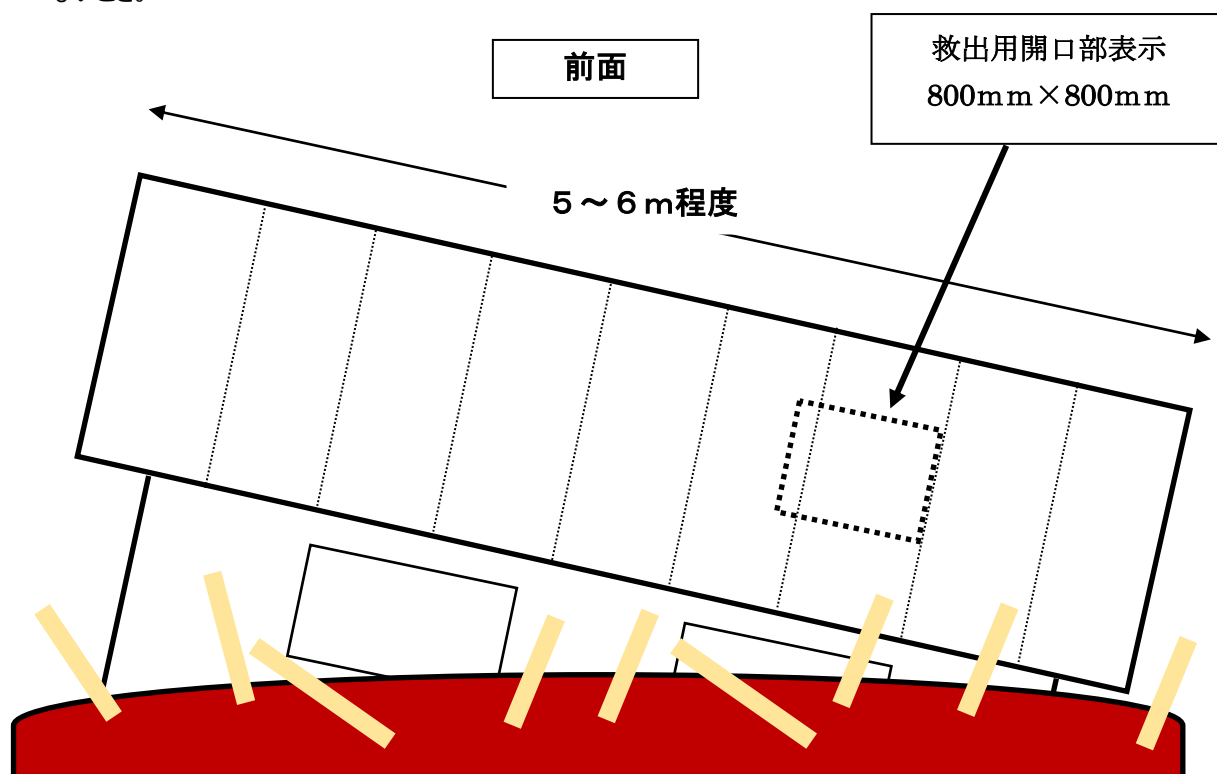
仕様書①（軽量鉄骨造を想定した倒壊建物）

- (1) 屋上面は全面コンパネ（12mm 以上）張りとし、2 階部の後ろ半分に床（コンパネまたは足場）を設けること。屋上面及び 2 階部の床面は、10 名程度乗っても踏み抜き、倒壊等しないフラットな構造とすること。
- (2) ヘリのダウンウォッシュ等に対する転倒防止措置を行い、ワイヤーなどにより転倒・倒壊しない強度を持たせること。
- (3) 屋上部周囲に転落防止のための強度を有する柵を設けること。ただし、前面中央の柵 2m には間隙を設けること。
- (4) 後ろ部分に階段を取り付け、2 階部、屋上部に容易に乗り降りできること。また、階段 1 階登り口には前面の「臨海病院」と同様の描写を表示すること。
- (5) 描画パネルは手摺り下部まで張り、1 階部南側（背面）は人が容易に出入りできる仕様とし、メッシュ網等で目隠しする。シャッター 1 カ所（西側側面）の取り付け、及び 2 階部に開口部（西側側面）を設けること。
- (6) 津波により 1 階入口付近に漂流物が漂着する想定であるため、木材を準備すること。



仕様書②（木造を想定した倒壊家屋）

- (1) 前面、側面はコンパネ張りとし、家屋の描写とすること。
- (2) 背面はイントレで高さを保持し、背面は開放とすること。
- (3) 強度を保つため 2 カ所の仕切り板または支柱を入れること。
- (4) 屋根部分は、人が乗っても倒壊しない強度を有すること。
- (5) 周囲に土砂（真砂土 3 トン）をかぶせて、木材を入れ込むこと。（スコップで土砂を除去し、木材を取り除き救出するため。）
- (6) 屋根にエンジンカッターにて救助用開口部（800×800）をくり抜くため、室内側には鋼材の設置は行わないこと。



イメージ写真



仕様書③（車いす避難訓練施設）

- (1) 避難訓練施設は、車椅子を利用する住民を避難支援する際に避難経路上の障害物にどのように対応するかを訓練する施設である。
- (2) 市民体験ブースに、下記障害物（スロープ、階段）を設営するものとする。
- (3) スロープは、幅 1500mm 以上、傾斜角度は 7 度以下とすること。
- (4) 踊場は、幅 1500mm 以上、奥行き 2000mm 以上とすること。
- (5) 階段は、幅 1500mm 以上、蹴上 180mm 以下、踏面 260mm 以上とし、属性における基準に沿ったものであること。
- (6) 訓練施設は、車椅子及び複数人が乗れる強度をもたすこと。
- (7) 材質については、上記項目（寸法、強度）を満たせば問わない（材木、足場部材等）

